

農薬の適正使用



隣家からの苦情を防いだり、家族の健康を守るために…
農薬を正しく使うノウハウをご紹介します。

目次

安全・安心は適正使用から	2
農薬ラベルには何が書いてあるの?①	3
農薬ラベルには何が書いてあるの?②	4
散布前のポイント	5
散布時のポイント	6
散布後のポイント	7
空容器は燃えるゴミ?	8
使用済みの農薬容器はどうするの?	9
安心できる保管方法は?	10
正しく使わないと犯罪です!	11
住宅地で使うときはこんなことに注意!	12
農薬の飛散を防ぐ方法は?	13
散布履歴を作成して、農薬の適正使用に役立てましょう	14
これらの商品(薬剤)は農薬ではありません	15

安全・安心は適正使用から

農薬はラベルの記載内容を守って使用することで、農作物や食の安全が守られ、私たちが安心して食べ物を口にすることができます。



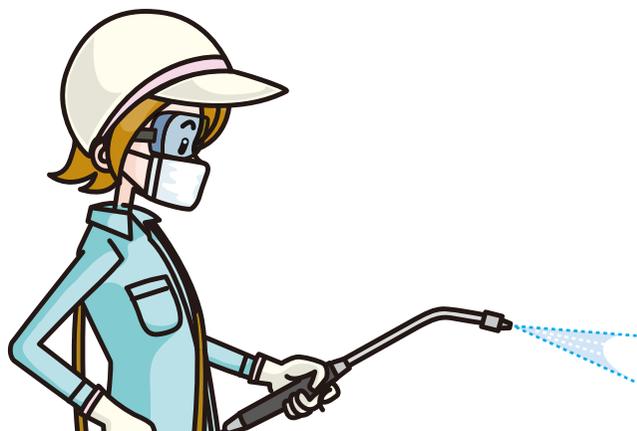
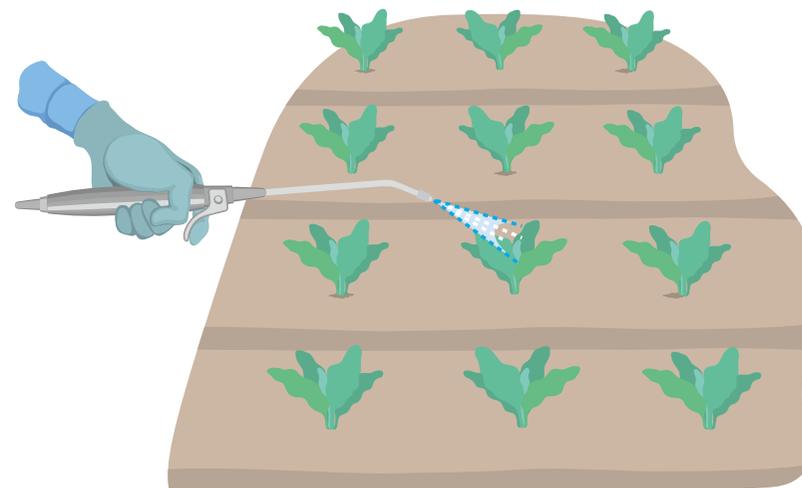
● 適正使用と危害防止

農作物への安全には…

- 農薬ラベルに書いてある適用作物名、使用時期、使用量、適正濃度を守ってください。
- 効果・薬害等の注意も必要です。

食べ物への安全を守るためには…

- 農薬の使用濃度、使用時期、使用回数などを守ってください。



農薬を正しく使って
安全・安心な作物を！

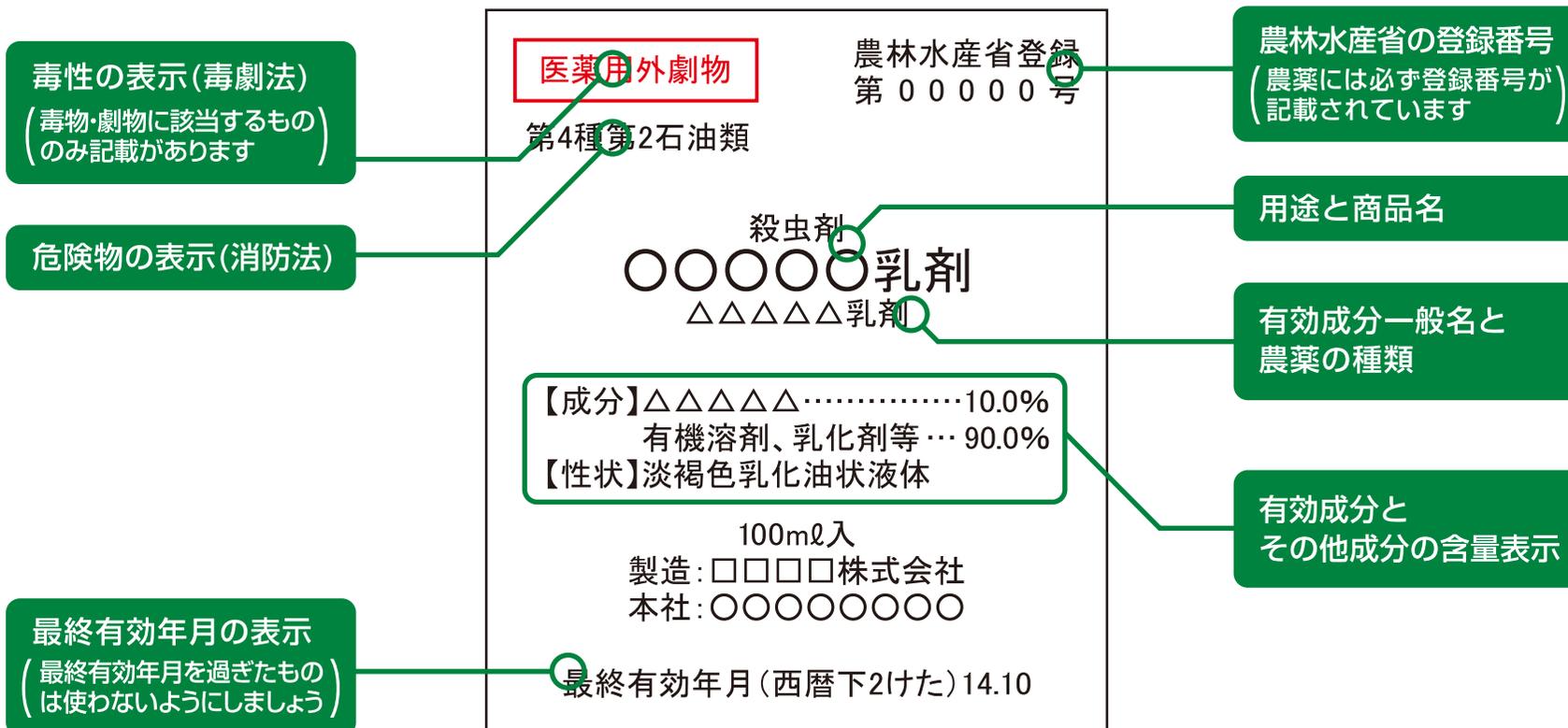


農薬ラベルには何が書いてあるの?①

ラベルには製品名をはじめ、有効成分名、製造元、最終有効年月(使用期限)などが記載されています。



● 概要部分



農薬ラベルには何が書いてあるの?②

農薬ラベルには、該当する作物名、病害虫名および雑草名などのほかに、農薬の使用基準や、安全に使用するための注意事項が記載されています。



● 適用内容部分

使用できる作物	効果のある病害虫	希釈倍数と散布量	散布液の作り方
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量
きゅうり	アブラムシ類	1000倍	100～300L/10a
かんきつ	カメムシ類	1000倍	200～700L/10a
		使用時期	総使用回数
		前日	5回以内
		7日	本剤:3回以内 有効成分:4回以内

- きゅうりは散布して1日(24時間)後に収穫可能
- かんきつは散布して7日後に収穫可能

- 一年生作物は種まきから収穫終了までの使用回数
 - 果樹などの永年作物は収穫終了から次の収穫までの使用回数
-
- 「総使用回数」とは「製品自体の使用回数」と「その製品が含む有効成分の使用回数」があり、そのどちらも回数をオーバーして使用することはできません。

散布前のポイント

服装、使用器具などの確認・点検を事前に行ってから散布を開始します。

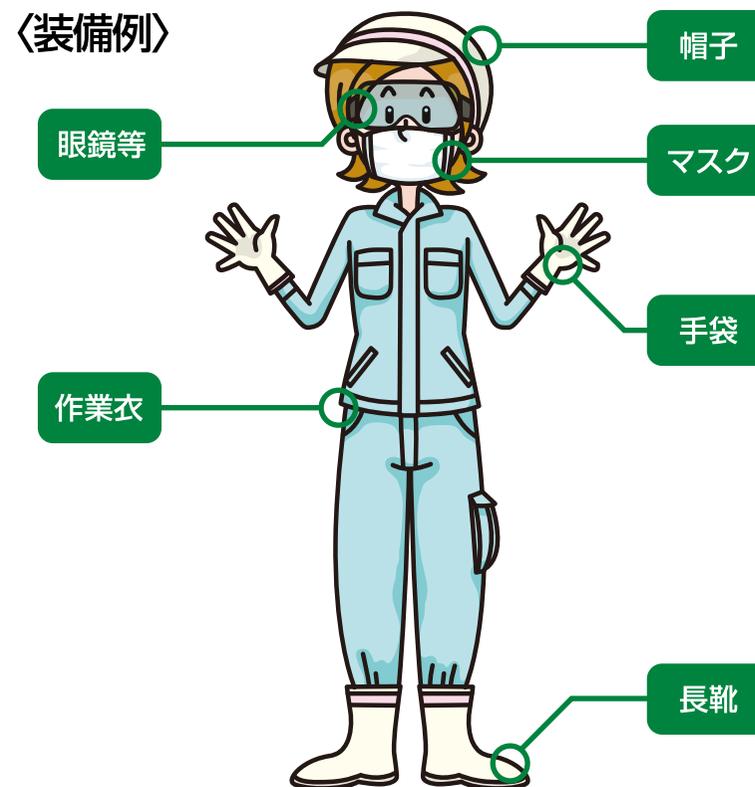


● 散布作業前

- 体調がすぐれない時は農薬散布を避ける
- ラベルの確認(使用上の注意事項等)
- 農薬に見合った保護衣・保護具の着用
(作業衣、帽子、マスク、手袋、眼鏡等)
- 防除器具等の整備・点検
- 散布薬液の調製時の注意
(調製時から保護衣・保護具を着用)



〈装備例〉



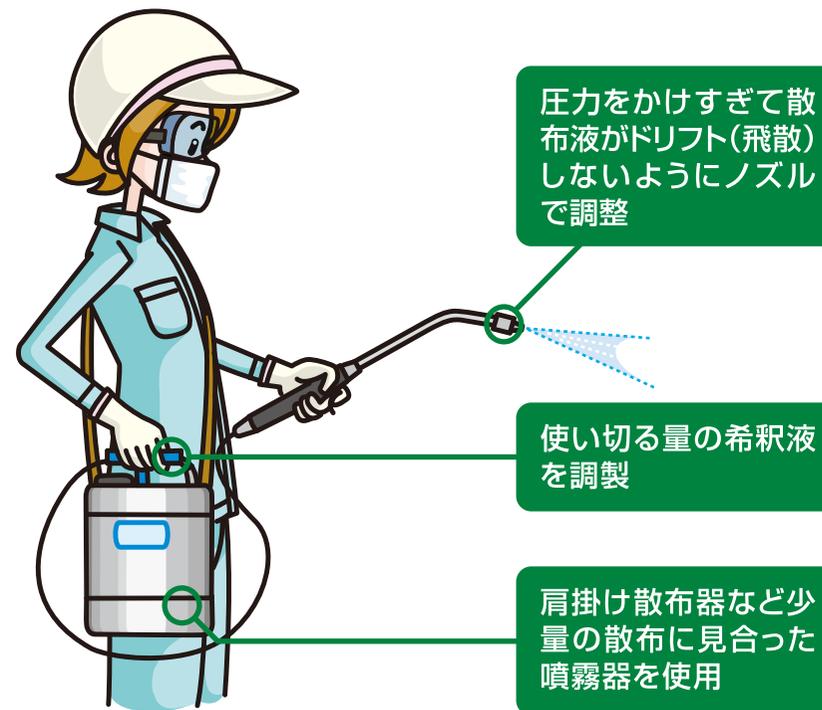
散布時のポイント

農薬を「浴びない」「触れない」「吸い込まない」ための
装備と工夫を行います。



● 散布作業時

- 接触、吸入の回避(保護具の着用)
 - できるだけ農薬を浴びない工夫
(後退散布、風向、農薬の剤型/散布器具を選ぶ)
 - 散布は、暑い日中を避け、涼しい朝夕に
(散布者と植物への配慮)
 - 一度で使い切るように調製
- ➡ 飛散しにくい散布方法は「[農薬の飛散を防ぐ方法は?](#)」をご覧ください。



散布後のポイント

使い終わったら器具と身体をきれいに洗いましょう。



● 散布作業後

- うがい、石鹼で手洗い、洗顔などの励行
- 散布器具、防除衣の洗浄
- 農薬空容器の適切な処分
(野外での焼却やポイ捨て厳禁)

※万一身体に異常を感じた場合は医師の診断を受ける

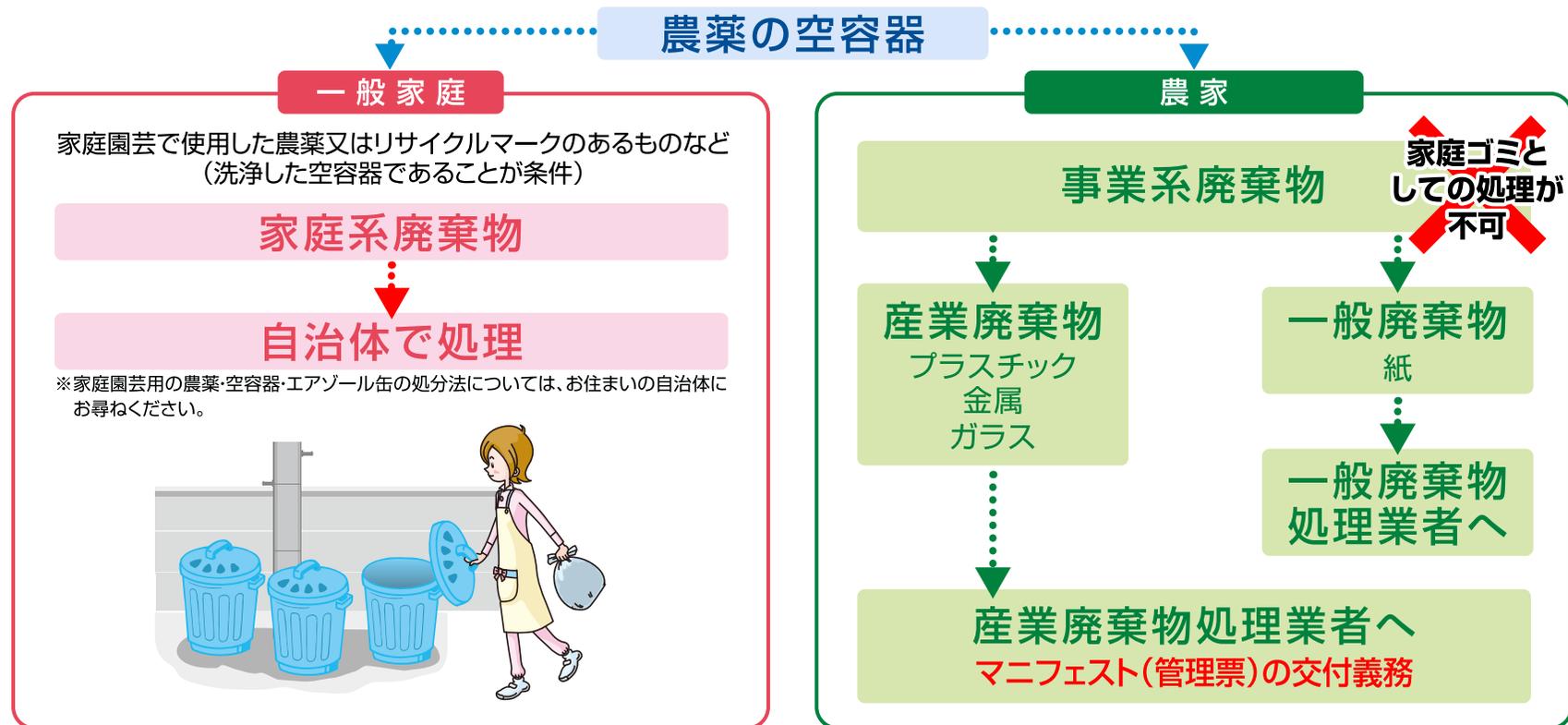


空容器は燃えるゴミ？

製品ラベルに記載の表示を確認して、ルールを守って廃棄してください。



● 農薬の空容器の処分法



使用済みの農薬容器はどうするの？

入念に容器を洗浄してから廃棄します。

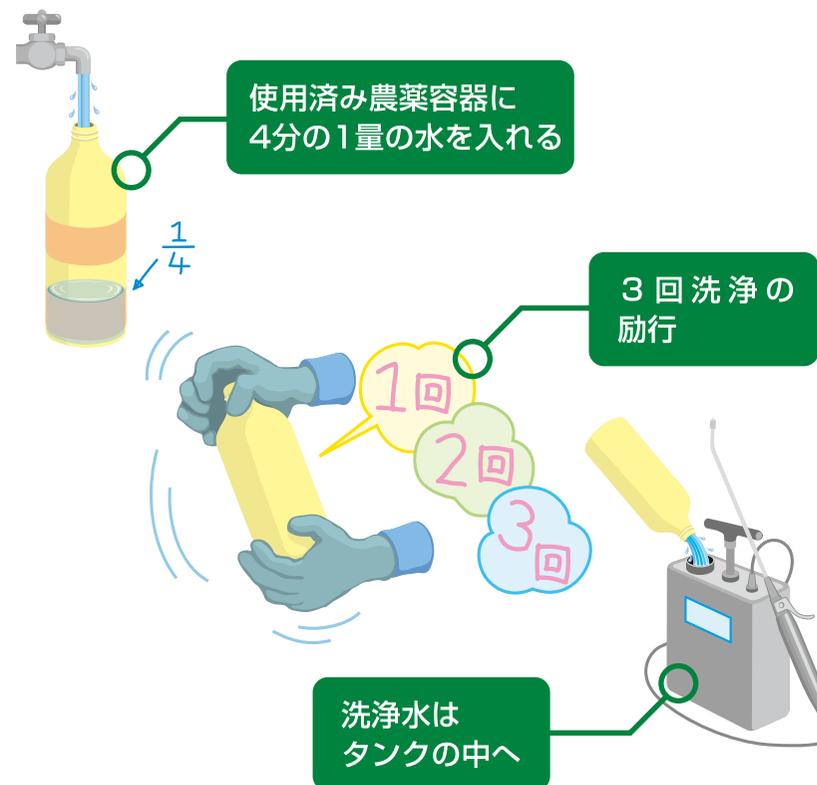


● 容器内に残った農薬の除去

- 缶・ビン等空容器は、3回洗浄の励行
(容器内に残った農薬の99%以上が3回の水洗で除去できます。
洗浄液はタンクに戻して散布してください)
- 川などに流さないこと
- 紙袋等は、軽くたたいて内面への付着物等残分がないことを確認してください

農薬を使い残すと処分に困ります。
適正な容量の製品を購入しましょう！

- 使用済み農薬の空容器は、他の用途には絶対使わないこと
- 空容器の野外での焼却やポイ捨ては厳禁



安心できる保管方法は？

保管場所を決めて、誤って使われることのないように注意しましょう。



● 農薬の保管・管理

- 食品と区別して保管
- 鍵のかかる場所に保管
- 小児の手の届かない冷暗所に保管
- ペットボトル、缶、びんなど飲食品の容器へ移し替えない
(誤飲防止)
- 在庫台帳に入出庫を記録

毒劇物の取扱いは特に注意！

- 保管庫の扉などに毒劇物の表示
- 盗難防止
(施錠。盗難又は紛失時は警察に連絡)



正しく使わないと犯罪です!

農薬使用の遵守義務を怠ると、懲役や罰金が科せられる場合があります。



● 農薬使用基準

遵守義務

- 1 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務
 - 適用作物への使用
 - 使用量又は濃度の範囲内
 - 使用時期
 - 総使用回数の範囲内
- 2 以下の者は農薬使用計画を毎年度農林水産大臣に提出
 - くん蒸農薬使用者
 - 航空散布の農薬使用者
 - ゴルフ場の農薬使用者

上記義務を遵守することで人と環境への安全が確保されます

上記義務を遵守しないと…
懲役3年以下／罰金100万円以下

努力義務

- 1 散布履歴の記帳
(散布日、散布場所、作物、農薬の種類・濃度・量)
- 2 水田使用農薬の止水期間(7日間)遵守
- 3 住宅地周辺での飛散防止
- 4 土壌くん蒸剤の揮散防止と被覆期間の遵守
- 5 有効期限切れ農薬の不使用



住宅地で使うときはこんなことに注意!

散布せざるを得ない状況下での使用にとどめるよう心がけましょう。

農薬散布以外の方法では無理なとき

発生程度・範囲で他の手段がないとき

他の防除手段ではより危険が伴うとき

緊急性が認められるとき



●住宅地、学校、病院等周辺の公園、街路樹等の防除

- 病虫害の発生・被害に関わらず定期的に農薬を散布しない。
- 被害が発生した部分の剪定や捕殺等に最大限努める。
- 発生しやすい病虫害と樹木の把握をし、病虫害発生状況の確認方法・手順をつくる。
- 防除の優先順位を付け、被害の多い病虫害・人に加害する虫を優先する。
- 農薬を使用する際の実施基準(病虫害の発生状況など)をつくる。

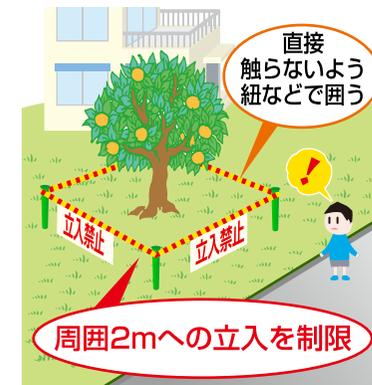


思いがけず近所迷惑に...

➡ 飛散しにくい散布方法は[「次ページ」](#)をご覧ください。

●やむを得ず、農薬を散布する場合

- (1) 最小限の区域
- (2) ラベルの使用方法を遵守
- (3) 風の強さ、散布時間帯、ノズルの向き等に注意
- (4) 周辺への事前周知
- (5) 使用農薬の記帳
- (6) 混用の場合、混用事例の確認、注意事項の厳守



●公共施設管理者の役割

- 防除の基本方針・実施基準の設定
- 周辺関係者への事前周知
- 農薬の飛散による事故、苦情の防止
- 記録の作成と保管
- 相談窓口の設置



農薬の飛散を防ぐ方法は？

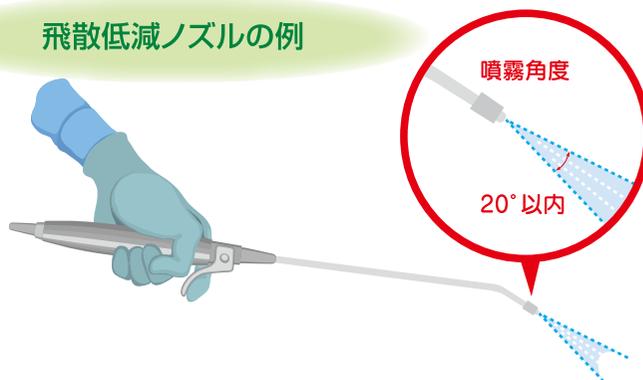
農薬を散布する時に、飛散を防ぐ有効な方法があります。
飛散によるトラブルを未然に防ぎましょう。



● 農薬の飛散防止方法

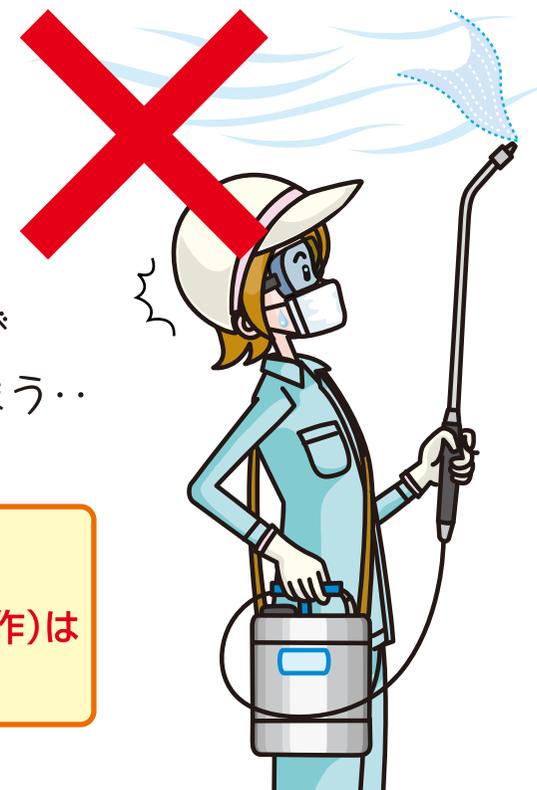
- 風の強い時に散布しない
- 飛散低減ノズルの使用
- 避けられない物件の被覆(自動車・墓石など)
- 飛散の心配がない農薬(粒剤など)への切り替え
- 農薬散布の事前告知などのコミュニケーション活動(隣家など)
- 散布作業中や散布当日は人やペットを立入禁止に
(公園などではロープなどを設置)

飛散低減ノズルの例



強風で農薬が
飛散してしまう..


吹上散布
(鉄砲噴口の操作)は
要注意!!



散布履歴を作成して、農薬の適正使用に役立てましょう

農薬の使用方法をきちんと確認して、事故を防ぎましょう。
さらに、使用した実績を記帳して翌年の栽培に活用しましょう。



● 農薬使用実績を記帳するメリット

- 日頃の農薬使用実績等をしっかりと管理できます。
 - ・散布日時 ・場所 ・農薬名 ・散布量 ・希釈倍数
 - ・作物名 ・使用器具 ・天候(風雨など) etc.
- 散布後、いつから収穫できるのか確認できます。
- どのような病害虫が発生し、どの農薬を散布したのかを把握でき、適切な防除に役立ちます。
- 失敗したことも記載しておくことで、翌年の参考になります。

去年は防除に失敗しちゃった…



これらの商品（薬剤）は農薬ではありません

殺虫や除草などを目的とした薬剤でも、農薬ではないものが数多くあります。



● 農薬でない商品の区分

区分	内容
除草用薬剤	農薬に該当しない除草剤 (農薬登録番号がないもの)
衛生害虫用殺虫剤	ハエ、カ、ゴキブリ等の衛生害虫用
不快害虫用殺虫剤	アリ、ハチ、ムカデ、ダンゴムシ等の 不快害虫用薬剤
畜舎消毒用薬剤 動物薬	動物用医薬品
植物活力剤	木酢液、竹酢液、植物活力剤など (病虫害に有効との宣伝は禁止)
資材の消毒剤	次亜塩素酸塩など

